

別表十二(二)

「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行日の前日までの間に終了する事業年度用

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

特 定 法 人 の 名 称		1	事 業 年 度		・	・	法人名		
積立限度額の計算	期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額	10	翌期繰越額	の計算				円	
	当期5年経過後5年間均等益金算入額(23の計)	11							
	同上以外の場合による益金算入額(24の計)	12							
	計(11)+(12)	13							
	当期積立限のうち損金算入額(3)-(9)	14							
	(4)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	5		期末中小企業事業再編投資損失準備金の金額(10)-(13)+(14)	15				
	(5) × $\frac{70}{100}$	6		貸借対照表に計上されている中小企業事業再編投資損失準備金	16				
	取得年度に特定株式等減額した金額			差 引(16)-(15)	17				
	積立限度(3)-(8)	9		前期末における差額(前期の(17))	20				
	益 金 算 入 額 の 計 算								
積立事業年度	当初の積立限のうち損金算入額	21	期首現在の準備金額	22	当期益金算入額	23	24	25	翌期繰越額(22)-(23)-(24)
	5年経過後5年間均等益金算入による場合(21) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$								
積立事業年度終了日の翌日の	・	円	円	円	円				
	・								
	・								
	・								
	・								
積立事業年度終了日の翌日の	・	円	円		円	円			
	・								
	・								
	・								
	・								
当 期 分									

別表十二(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

「14」欄

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00672」
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

(注) 本別表は、令和6年4月1日から「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行日の前日までの間に終了する事業年度が対象となります。

「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行日以後に終了する事業年度については、P53をご参照ください。